

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案等について（両立支援等助成金の見直し関係）

雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
職業家庭両立課

1. 改正の内容

(1) 子育て期短時間勤務支援助成金（第1の5（1）関係 ※雇保則第116条第2項）

- 子育て期短時間勤務支援助成金については、行政事業レビュー公開プロセスの有識者からの指摘を踏まえ終了する。
- 経過措置として、小学校第3学年終了までの子を養育する雇用保険の被保険者である支給対象労働者が、施行日前（予算成立前）までに育児短時間勤務の制度の利用を開始し、当該制度を連続して6か月以上利用した場合の当該支給対象労働者に係る支給に限り、従前のおりとする。

(2) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の改正（第1の5（2）関係 雇保則第116条第3項）

- 事業主団体について、団体を構成する事業主の全てが中小企業に該当する場合、中小企業の助成率、助成額を適用する。
- 運営費の支給額は、以下のうち最も少ない額を支給する。
 - ・各年の対象保育施設の運営に要した費用から保育料相当額（*）を減額した額
 - ・現員（支給対象期間の1日平均保育乳幼児数）に1人当たり年額34万円（中小企業は年額45万円）を乗じて得た額。
なお、体調不良児を預かる場合、上記額に165万円を加算した額。
 - ・支給限度額1,360万円（中小企業1,800万円）
なお、体調不良児を預かる場合、上記額に165万円を加算した額。（現行は、各年の対象保育施設の運営に要した費用から保育料相当額（*）を減額した額の1/2（中小企業は2/3））

* 保育料相当額：定員総数（上限10人）×運営月数×1万円（中小企業5千円）

(3) 中小企業両立支援助成金・代替要員確保コースの改正（第1の5（3）イ関係 雇保則第116条第4項）

- 支給額は、支給対象労働者1人当たり30万円とする。なお、支給対象労働者が期間雇用者の場合、10万円を加算する額を支給する。
（現行は、支給対象労働者1人当たり15万円。期間雇用者の加算はなし。）
- 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた事業主に、施行日以降に最初の支給対象労働者が生じた場合、支給対象期間を平成37年3月31日

までとするとともに、支給人数を支給対象期間において 50 人までとする。
(現行は、支給対象期間 5 年。支給人数は一年度延べ 10 人まで。)

(4) 中小企業両立支援助成金・期間雇用者継続就業支援コースの改正(第 1 の 5 (3))

口関係 雇保則第 116 条第 4 項)

- 雇用する被保険者に対する育児休業制度等職業生活と家族生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のための研修等の実施については、支給要件から削除する。

(5) 女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合の加算の廃止(年度当初施行分：第 1 の 2 (1) 関係 雇保則第 116 条第 5 項)

(6) ポジティブ・アクション能力アップ助成金の見直し(年度当初施行分：第 1 の 2 (2) 関係 雇保則第 139 条)

- ポジティブ・アクション能力アップ助成金については条文上廃止し、経過措置として、平成 27 年 3 月 31 日までに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情の改善を目的として行う措置に関する目標値を定め、公表した事業主に係る支給に限り、従前のおりとする。
- 今後、名称を改め、助成対象となる目標・取組及び助成額を拡充する予定。新たな助成金の要件は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」の成立後に検討する。

2. 今後の予定

3月13日(金)～16日(月) パブリックコメントの募集

3月27日(金) 労働政策審議会(雇用均等分科会)

3月27日(金) 労働政策審議会(職業安定分科会、職業能力開発分科会)

予算成立後 公布、施行予定

(上記 1 (5) (6) は平成 27 年 4 月 1 日施行予定)